

千葉県がん対策推進計画の中間評価について

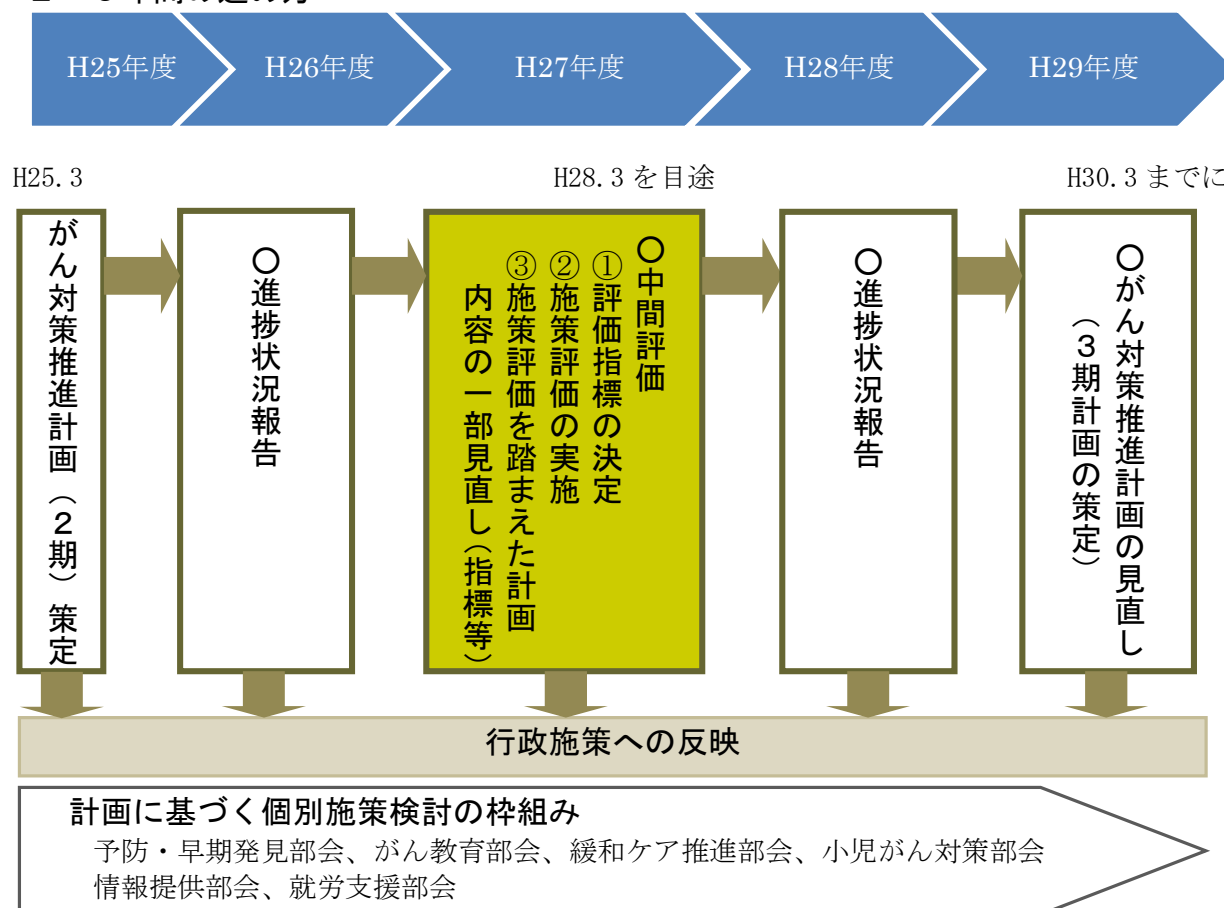
1 千葉県がん対策推進計画

第5章 計画の推進に向けて

3 計画の進行管理・評価

- 千葉県がん対策審議会に毎年進捗状況を報告することとし、同審議会の意見やがん患者を含む県民の意見をふまえ、評価を受け、施策推進に取り組みます。
- 計画の進行については、PDCAサイクルを活用し、抽出された課題の解決を図りながら必要に応じて計画の見直し等を検討します。

2 5年間の進め方

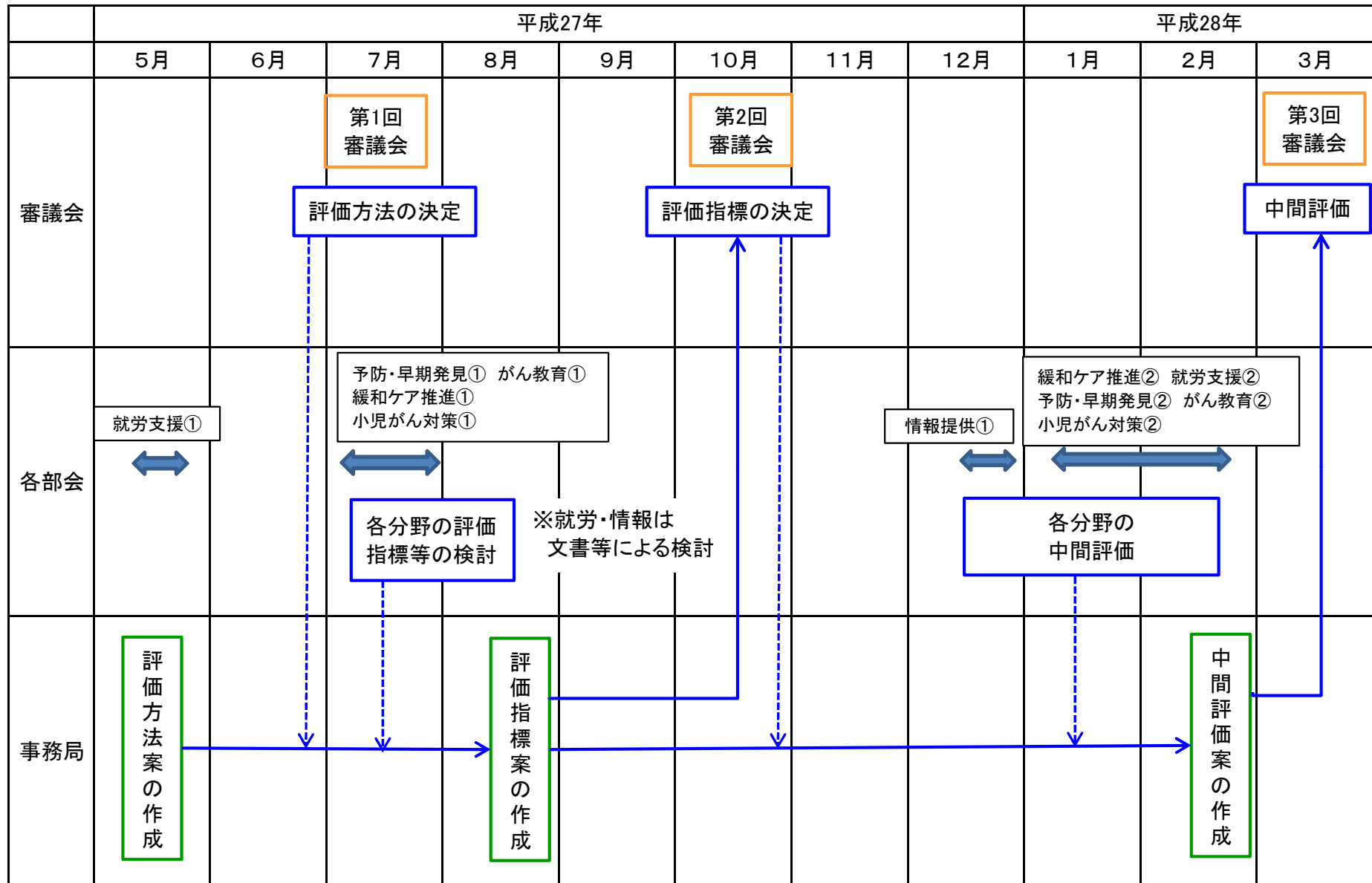


3 中間評価について

千葉県がん対策推進計画に定める目標等を達成するため、進捗状況について評価を行い、課題を抽出し、必要に応じて施策に反映することを検討する。

- ① 数値目標の補正等
- ② 課題の抽出
- ③ 今後必要な取組

千葉県がん対策推進計画 中間評価スケジュール



千葉県がん対策推進計画の目標達成状況(平成27年7月時点)

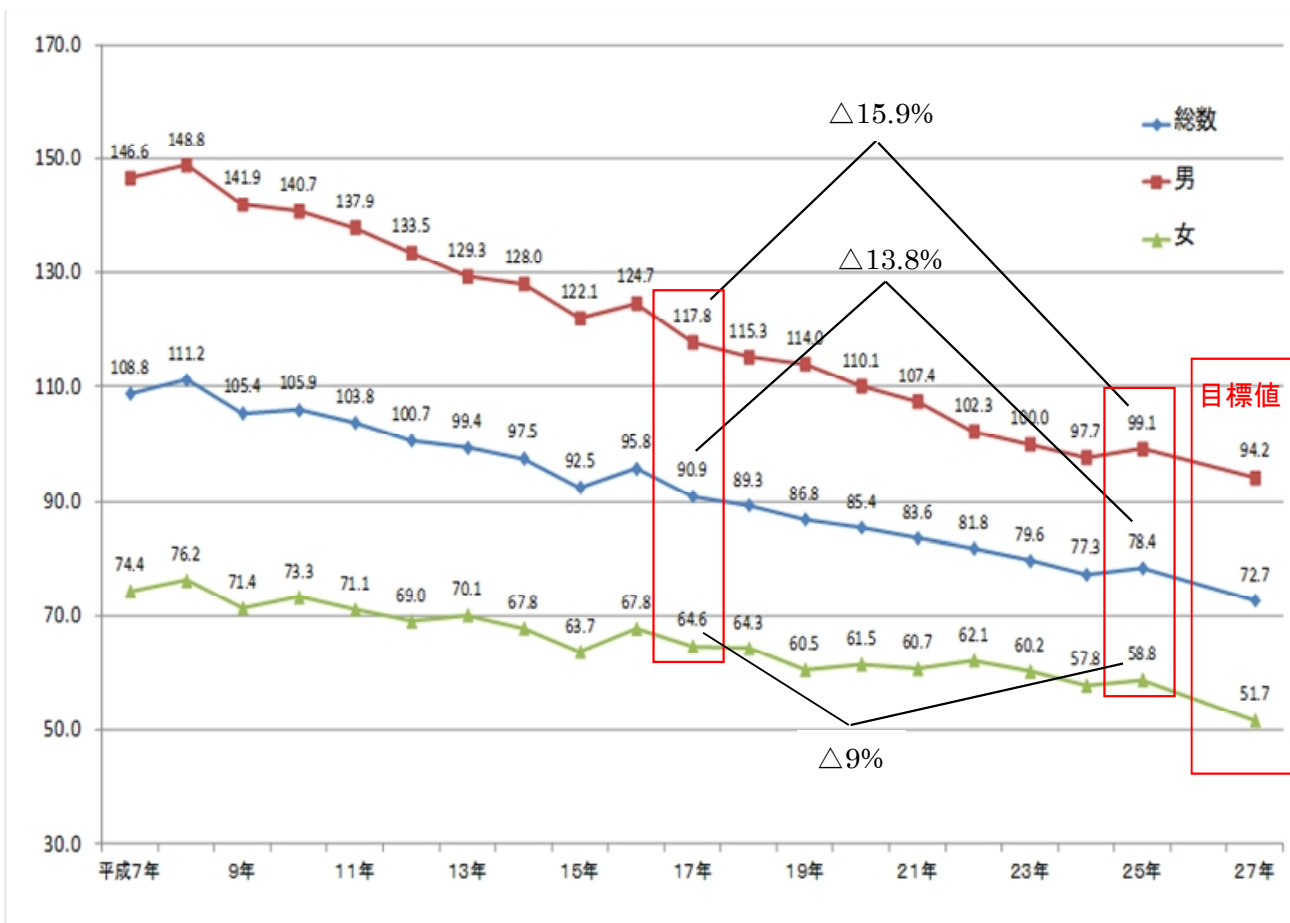
全体目標1

目標に対する進捗状況				
項目	計画改定時点	目標 <平成29年度>	現状値	達成状況 (%)
がんによる75歳未満年齢調整死亡率の20%減少 [平成17年と比較] (人口10万対:人)	男性 102.3 (▲13.2%)	男性 94.2 (▲20.0%)	男性 99.1 (▲15.9%)	男性 39.5
	女性 62.1 (▲3.9%)	女性 51.7 (▲20.0%)	女性 58.8 (▲9.0%)	女性 31.7
	総数 81.8 (▲10.0%) (平成22年)	総数 72.7 (▲20.0%) <平成27年>	総数 78.4 (▲13.8%) (平成25年)	総数 37.4
[平成17年]	男性 117.8 女性 64.6 総数 90.9			男性 79.2 女性 45.0 総数 68.7

全体目標2

目標に対する進捗状況				
項目	計画改定時点	目標 <平成29年度>	現状値	達成状況 (%)
がん患者とその家族が、がん と向き合いながら、生活の質 を維持向上させ、安心して暮 らせる社会を目指します				

全体目標1 がんによる75歳未満年齢調整死亡率の進捗状況



千葉県がん対策推進計画の目標達成状況(平成27年7月時点)

施策の体系			目標に対する進捗状況				施策の方向	実施主体		
大項目	中項目	小項目	項目	計画改定時点	目標 <平成29年度>	現状値			達成状況 (%)	
2	医療	(3) 小児がん等の対策						小児がんの連携体制の整備		
								○小児がん拠点病院整備などの国の動向を十分踏まえながら、県内の医療資源等の実態把握を行う	県	
									○県内のがんや小児医療を担う医療機関などの関係者との連携のための検討を行う	県
									小児がん研究の推進	
									○小児がん研究を推進する	県がんセンターや千葉大学等
									希少がんへの対応	
						○国の動向を踏まえて、必要な対応を検討する	県			

千葉県がん対策推進計画の取組

施策の体系			施策の方向	実施主体	取組状況	課題	今後の取組	
大項目	中項目	小項目						
2	医療	(3) 小児がん等の対策	小児がんの連携体制の整備	県 県	<p>○県内の小児がん患者団体の会員を対象に調査を実施し、入院中の問題、外来通院中の問題、晩期合併症の問題、県のがん対策に対する意見など課題とニーズ等を把握した。</p> <p>○県内医療機関のネットワーク化及び小児がん患者とその家族等への支援体制の整備を検討する基礎資料とするため、医療機関実態調査を実施した。</p> <p>○相談支援施策として、小児がん患者とその家族向け情報提供冊子を作成する。</p>			
			<p>○小児がん拠点病院整備などの国の動向を十分踏まえながら、県内の医療資源等の実態把握を行う</p> <p>○県内のがんや小児医療を担う医療機関などの関係者との連携のための検討を行う</p>					
			小児がん研究の推進					
			○小児がん研究を推進する	県がんセンターや千葉大学等				
			希少がんへの対応					
		○国の動向を踏まえて、必要な対応を検討する	県					

国：がん対策推進基本計画中間評価報告書（H27.6）＝小児がん抜粋＝

7 小児がん

（個別目標）

小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始することを目標とした。

（進捗状況及び指標測定結果）

国は、「小児がん医療・支援のあり方に関する検討会」での議論を踏まえて、平成24年9月に「小児がん拠点病院の整備に関する指針」（平成24年9月7日付け健発0907第2号厚生労働省健康局長通知）を策定し、平成25年2月に15か所の「小児がん拠点病院」を指定した。本指針においては小児がん拠点病院に対して、集学的医療の提供、適切な緩和ケアの提供、患者とその家族に対する心理社会的な支援、適切な療育・教育環境の提供、小児がんに関わる医師等に対する研修の実施、セカンドオピニオンの体制確保、地域の医療機関との連携体制の構築等を義務づけている。小児がん新規患者のうち、小児がんを年間50例以上診ている施設で初回治療を受けた者の割合は22.9%であった。

		2012年
A40	小児がん患者の初回治療集積割合（医療の集約化）	22.90%

さらに、小児がん拠点病院を牽引し、全国の小児がん医療の質を向上させていくため、中核的な機関として、平成26年2月に国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立がん研究センターを「小児がん中央機関」に指定し、小児がん患者や経験者等の発達段階に応じた長期的な相談支援体制の構築、小児がんに関する各種情報の収集・提供、小児がん登録のあり方の検討等について取り組んでいるところである。

（がん対策推進協議会としてさらに推進が必要と考える事項）

小児がんについては、小児がん拠点病院を中心として、地域の医療機関との連携に基づいた質の高いがん医療の提供と新たな治療法の研究開発を引き続き推進するとともに、治療後の成長障害や生殖機能低下、二次がん等の晩期合併症及び小児がん経験者の就学・就労を含めた社会的問題に対応できるよう、長期フォローアップの体制を整備し、教育現場や職域等で小児がんに関する正しい情報を発信することにより、小児がん患者とその家族が治療中のみならず治療後も安心して暮らせる社会を構築していくことが必要である。

7. 小児がん

小児がん拠点病院(仮称)を指定し、専門家による集学的医療の提供(緩和ケアを含む)、患者とその家族に対する心理社会的な支援、適切な療育・教育環境の提供、小児がんに関わる医師等に対する研修の実施、セカンドオピニオンの体制整備、患者とその家族、医療従事者に対する相談支援等の体制を整備する。

A39a	指標名: 小児がん患者と家族のための宿泊施設を整備している施設の割合	2014年
	データ源: 拠点病院への調査(院内がん登録を組み合わせ)	
	対象: 小児がん診療を行っているがん拠点病院、または小児がん拠点病院 算出法: 小児がん患者と家族のための宿泊施設を整備している施設の割合	18.6%
備考:	対象: 2012年院内がん登録データ提出した397のがん診療連携拠点病院のうち、6歳以上16歳未満の小児に対し初回治療を1名にでも実施した施設193施設に加え、都道府県がん診療連携拠点病院または地域がん診療連携拠点病院ではない小児がん拠点病院6施設で合計199施設。 小児がん患者と家族が利用できる宿泊施設を院内に整備している施設は9.5%(19施設/199施設)、小児がん患者と家族が利用できる宿泊施設を院内または院外に整備している施設は18.6%(37施設/199施設)。	

A40	指標名: 小児がん患者の初回治療集積割合(医療の集約化)	2012年
	データ源: 院内がん登録+小児がん拠点病院の現況報告	
	対象: 拠点病院を受診し初回治療を開始した小児がん患者 算出法: 小児がん新規患者のうち、小児がんを年間50例以上診えている施設で初回治療を受けた割合	22.9%
備考:	平成24年度産内がん登録症例のうち、0~18歳までの小児がん患者で初回治療に関する決定・施行がなされた患者(ただし、他施設で診断確定され自施設で初回治療方針に関する決定・施行がなされた患者を含む)のうち、小児がん新規患者を年間50例以上診えている施設で初回治療を受けた者の割合。通常のがん診療連携拠点病院ではなく、小児がん拠点病院となっている施設のデータは、現況報告から集計。	

小児がん拠点病院を整備したのち、小児がん拠点病院は、地域性も踏まえて、患者が速やかに適切な治療が受けられるよう、地域の医療機関等との役割分担と連携を進める。また、患者が、発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるような環境を整備する。

A39	指標名: 院内学級制度がある施設の割合(小児がん患者の教育と自立)	2014年
	データ源: 院内がん登録+拠点病院現況報告	
	対象: 義務教育対象年齢の小児がん患者が初回治療を受けた拠点病院 算出法: 院内学級体制がある施設の割合	43.0%
備考:	院内学級とは院内に設置された小・中学特別支援学級、特別支援学校を指す 2012年院内がん登録データ提出397施設のうち、6歳以上16歳未満の小児に対し、初回治療を1名にでも実施した施設193施設のうち、院内学級を開催している、という問いに対し、「はい」と回答した施設(83施設/193施設)。	

A40a	指標名: 小児がん患者への外来化学療法実施件数	2012年
	データ源: 拠点病院現況報告	
	対象: がん診療連携拠点病院 算出法: 小児がん患者に外来化学療法(点滴抗がん剤のみ)を実施した延べ件数	外来化学療法加算1(A) 124,146 件 外来化学療法加算1(B) 36,976 件
備考:	外来化学療法加算1(A)15歳未満を取得している病院が、255施設であった。また、外来化学療法加算1(B)15歳未満を取得している病院は242施設であった。	

小児がん経験者が安心して暮らせるよう、地域の中で患者とその家族の不安や治療による合併症、二次がんなどに対応できる長期フォローアップの体制とともに、小児がん経験者の自立に向けた心理社会的な支援についても検討する。

A40c	指標名: 小児がん患者の長期フォローアップ外来を開設している施設の割合	2014年
	データ源: 対象病院への研究班調査+拠点病院現況報告	
	対象: 日本小児血液・がん専門医研修施設 算出法: 長期フォローアップ外来を開設している施設の割合	75.3%
備考:	2012年08月23日の時点で日本小児血液・がん専門医研修施設の認定を受けていた99施設へ研究班から調査、「小児固形腫瘍患者に対して、二次がん、晩期合併症、科学性などに対応するため、貴院では他科(院外でも良い)との連携がとれた長期フォローアップ外来を開設していますか?」という問いに「はい」と回答した施設の割合(67施設/89施設)。	